当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート
コンゴ民主共和国：ジェンダーに基づく危害又は暴力に怯える女性

第1.0版

2017 年 6 月

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

序文

この文書は、英国内務省（Home Office）における特定の種類の保護と人権の申請の取扱いに関する意思決定者に対し、出身国情報（COI：Country of Origin Information）を提供する。本文書の中には、申請が庇護、人道的保護又は裁量による在留許可の認定を受ける正当性があるかどうか、また、申請が却下されようとしている場合において、当該申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第94条に基づき、「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性が高いかどうかについての記述が含まれている。

意思決定者は、申請事案を、その具体的な事実関係及び関係する全ての証拠（本文書に含まれる指針、入手できるCOI、適用される判例及び関連政策に関係する内務省の案件審査業務向けガイダンスを含む）を考慮に入れた上で、個別に審査しなければならない。

国別情報

本文書内のCOIは、「出身国情報の処理に関する欧州連合共通ガイドライン（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI)）」及び「欧州庇護支援事務所の調査向けガイドライン、国別情報の報告手法（European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology）」に定める原則に従って、すなわち、その関連性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性及び追跡可能性を十分考慮に入れながら、調査した上で提示されている。

全ての情報は、一般に信頼でき、かつ、公衆が利用できる情報源から慎重に選択されたものであり、又は一般に入手することができる情報である。裏付け文書の詳細な出版情報は脚注に記載されている。情報が正確であり、バランスが保たれており、裏付けられていることを保証するため、また、公表時点で包括的かつ最新の状況が提供されることを確実にするため、通常は複数の情報源を利用している。様々な見解や意見を提供するため、情報は可能な限り比較され、対照されている。情報源を掲載しているが、それを以て情報又は表明された見解を支持しているということではない。

フィードバック

我々の目標は、提供する資料を継続的に改善することである。したがって、本文書にコメントを寄せたい場合には、国別政策・情報チーム（Country Policy and Information Team）まで電子メールを送信していただきたい。

国別情報に関する第三者諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI：Independent Advisory Group on Country Information）は、内務省のCOI資料の内容について国境・移民局独立首席調査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に勧告を行う目的で 2009年3月に同首席調査官によって設置された。IAGCIは、内務省のCOI資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続きまたは政策を承認することは、IAGCIの役割ではない。

IAGCIの連絡先
国境・移民局独立首席調査官
5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN
電子メール：chiefinspector@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCIの職務に関する情報及びIAGCIが既に検証を終えたCOI文書のリストは、独立首席調査官の下記ウェブサイトで閲覧可能である。
http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

目次

政策指針 6
1. 序論 6
1.1 申請の根拠..... 6
1.2 留意すべきポイント.....6
2. 問題の検討..... 6
2.1 信憑性.....6
2.2 特定の社会的集団（PSG）.....6
2.3 リスク評価..... 7
a. 差別.....7
b. セクシャル・ハラスメント及び強姦.....7
c. ドメスティック・バイオレンス.....8
d. 紛争に関連した暴力.....8
2.4 保護..... 8
a. 総論.....8
b. 紛争地帯.....9
2.5 国内移住..... 11
2.6 証明.....11
3. 政策の要約.....12

国別情報..... 13
4. 法的背景 13
4.1 概観.....13
4.2 法的権利.....13
5. 女性に対する暴力..... 16
5.1 調査及び統計.....16
5.2 紛争地帯における性的暴力.....18
暴力が起きている地域.....18
暴力の性格.....18
5.3 社会的暴力及びドメスティック・バイオレンス..... 23
5.4 セクシャル・ハラスメント及び強姦..... 25
5.5 女性性器切除（FGM）.....26
6. 暴力への国家の対応..... 26
6.1 治安部隊の役割及び有効性..... 26
6.2 法律の施行..... 28

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6.3　紛争地帯における国家の対応..... 29
6.4　司法制度の利用.....32
7.　暴力への社会の対応.....34
8.　性的暴力と闘うための国際機関及び非政府機関のイニシアティブ..... 35
8.1　国際的な援助及び支援.....35
8.2　市民社会.....39
9.　移動の自由.....40

バージョン管理及び連絡先情報.....41

政策指針

更新日：2017年6月19日

1. 序論

1.1　申請の根拠

1.1.1　申請者が女性であることを理由に（ならず者）国家又は非国家機関からジェンダー（性別）に基づく迫害又は深刻な危害を加えられる恐怖

1.2　留意すべきポイント

1.2.1　本情報ノートの目的上、ジェンダーに基づく迫害又は深刻な危害には、紛争に関連した暴力及び性的暴力（強姦を含む）が含まれるが、これに限定されない。

1.2.2　ジェンダー問題の評価に関する詳細な情報指針については、庇護申請におけるジェンダー問題に関する庇護指針及び信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針を参照されたい。

2. 問題の検討

2.1　信憑性

2.1.1　信憑性の評価に関する情報については、信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針を参照されたい。

2.1.2　また、意思決定者は、庇護申請者が以前に英国査証又はその他の形態の在留許可を申請しているかどうかを確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接を実施する前に調査しなければならない（査証の一致、英国査証申請者による庇護申請に関する庇護指針を参照）。

2.1.3　さらに、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性を検討しなければならない（言語分析に関する庇護指針を参照）。

2.2　特定の社会的集団（PSG：Particular Social Group）

2.2.1　コンゴ民主共和国（DRC：Democratic Republic of Congo）の女性は、国連難民条約における意味の範囲内での特定の社会的集団（PSG：Particular Social Group）を形成する。なぜなら、彼女たちは変えることのできない生来の特徴又は共通の背景を共有しており、又はそのアイデンティティにとってあまりにも根源的な特徴若しくは信念を共有し

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ており、又は放棄することを強制されるべきではない良心を共有しており、したがって、一般に、彼女たちを取り巻く社会により異なる集団として認識される独自のアイデンティティを有しているからである。

2.2.2　DRCの女性はPSGを形成するものの、これは、そのような集団の構成員であることを立証すれば、難民として認められる申請を行うのに十分であるということを意味しない。各事案で検討すべき問題は、特定の申請者がそのジェンダーを理由に迫害を受ける現実的なリスクに直面しているかどうかということである。

2.2.3　特定の社会的集団に関する詳細な指針については、信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針を参照されたい。

2.3　リスク評価

a. 差別

2.3.1　憲法は女性に対する差別を禁じているものの、家族法（家族の規則と組織について定める法律文書）は、特に既婚女性に対してより制限的であり、夫に従い、労働する際や何らかの法的取引に従事する際には夫の許可を得ることを女性に義務付けている。しかしながら、特に都市部では、若い女性が家の外で働くことがますます一般的になってきている。女性は一般に差別を経験しているが、迫害又は深刻な危害に係る要件を構成するために要求される高い限界基準を満たす可能性は低い（法的背景を参照）。

2.3.2　女性であること自体は、国際的保護の必要性を立証しない。DRCの女性に対する差別の一般的レベルは、その性質と反復性からして、迫害又は深刻な危害に相当するほど深刻なものではない。しかしながら、意思決定者は、申請者に関係するもので、その性質と反復性により、経験した差別を迫害又は深刻な危害に相当するようなものにさせる特定の要因があるのかどうかを検討しなければならない。女性申請者が個人的にジェンダーに基づく迫害を受けるリスクに晒されることを立証する責任はその女性にあり、各事案はその実体的側面に基づいて検討されなければならない。

b. セクシャル・ハラスメント及び強姦

2.3.3　セクシャル・ハラスメントは、特に職場や大学で広く行われている。強姦はDRC全域で一般的で起き、東部の紛争地帯、特にキヴ（Kivu）州では、戦争の武器として広範に利用されている（セクシャル・ハラスメント及び強姦及び暴力の性格を参照）。

2.3.4　強姦とセクシャル・ハラスメントは起きるものの、全ての女性がリスクに晒されて

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

いるわけではなく、帰還すれば個人的に性的暴行を受ける危険があることを立証する責任はその女性申請者にある。

c. ドメスティック・バイオレンス

2.3.5　コンゴ人社会は家父長制であり、男性によって支配されている。これがジェンダー不平等と女性に対する差別を招いており、社会は男性が性的暴行に訴えることを普通であり、認められるものとして受容してきた。結婚生活における女性の日常的な失敗（料理を焦がす、夫と口喧嘩する、性行為を拒否するなど）がドメスティック・バイオレンスの正当な理由になるという考えが一般に男性にも女性にも受け入れられている（社会的暴力及びドメスティック・バイオレンスを参照）。

2.3.6　全ての女性がドメスティック・バイオレンスのリスクに晒されているわけではなく、迫害又は深刻な危害を構成するために要求される高い限界基準を満たすようなドメスティック・バイオレンスを受ける危険性が高いことを立証する責任はその女性申請者にある。

d. 紛争に関連した暴力

2.3.7　集団強姦と性的暴行は、東部の紛争地帯、特にキヴ州では、戦争の武器として広範に利用されている（暴力が起きている地域を参照）。政府部隊及び反政府勢力民兵集団による性的暴力は広く行われており、過去に起きた犯罪の多くはいまだに対処されていない（暴力の性格及び司法制度の利用を参照）。

2.3.8　紛争地帯に住む女性の全てがリスクに晒されていることを証明できるわけではないが、男性の支援と保護がない独身女性は紛争地帯内で深刻な危害を加えられる危険性があることを立証できる可能性がある。

2.3.9　リスク評価に関する詳細な指針については、信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針を参照されたい。

2.4　保護

a. 総論

2.4.1　女性を性的暴力から保護するための法律は存在するものの、常に有効に執行されているとは限らない（法的権利及び暴力への国家対応を参照）。

2.4.2　しかしながら、性的暴力事件は過少報告されているものの、裁判所は強姦事件を繊細に取扱い、強姦罪に対しては通常、懲役5年の刑を科した（セクシャル・ハラスメント及

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

び強姦を参照）。

2.4.3　法律は暴行を犯罪とみなしているものの、ドメスティック・バイオレンスに対しては特定の刑罰を定めていない。配偶者強姦は特に禁止されておらず、コンゴ文化では認識されていない（法的背景を参照）。社会的烙印、社会的及び文化的な姿勢と圧力が重荷となり、被害者がドメスティック・バイオレンス/強姦の事件を届出ることは稀であった（法的背景、法律の執行、暴力への社会的対応を参照）。

2.4.4　警察部隊は一般に訓練を受けておらず、腐敗しており、ドメスティック・バイオレンス（又はジェンダーに基づくその他の形態の性的暴力）事件を捜査する可能性が低い。これは、女性に対する根深い偏見と社会の強い家父長的姿勢も一つの理由となっている。しかしながら、政府は、特にジェンダーに関係する問題に関して、警察の能力を向上させようとしている（司法制度の利用及び社会的暴力及びドメスティック・バイオレンスを参照）。

2.4.5　司法当局がドメスティック・バイオレンス又は配偶者虐待の事件で法的措置を講じたという報告は2016年に行われていない（社会的暴力及びドメスティック・バイオレンスを参照）。

2.4.6　女性が保護を求めるのを嫌がるということは、効果的な保護を利用することができないということを必ずしも意味するものではない。意思決定者は、各事案をその事実関係に基づいて検討しなければならない。女性は社会的な性的暴力を審理する裁判所を通じて救済措置を求めることができるかもしれないが、家族に関係するドメスティック・バイオレンスに対して保護を受ける可能性が低い。国家の保護を求めても、なぜその保護を受けることができないのかを立証する責任は申請者にある。

b. 紛争地帯

2.4.7　政府は紛争に関連した性的暴力に対処するための法律を整備しているが、法律は効果的に執行されなかった。大統領は性的暴力に対してゼロ容認（容赦なく厳しく罰する姿勢）を誓約し、被害者による司法制度とサービスの利用状況の改善を図るキャンペーンを立ち上げたが、多くの犯罪は捜査されず、起訴は稀である（暴力への国家対応、司法制度の利用、紛争地域における性的暴行を参照）。

2.4.8　起訴されない状況をもたらしている原因として、以下の事項が挙げられる。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

- 武装勢力が説明責任を欠いている。
- 職員に対する刑事免責が広範に適用されている。
- 軍事裁判所を適切に運営するための資金が不足している。
- 適正手続きに係る基準が不十分である。
- 裁判所命令が限られた形でしか執行されていない。
- 政府職員と有力政治家が腐敗している。
- 加害者を特定するのが困難である。
- 被害者が文化的障害に直面する。
- インフラが劣悪で、裁判所に出頭するのが困難である。
- 十分な証拠を収集するのが困難である。

（司法制度の利用、紛争地域における性的暴行を参照）。

2.4.9　しかしながら、ならず者国家機関に対するものを含め、起訴が行われた。たとえば、2014年、治安部隊の隊員135人と警察官76人が性的犯罪で有罪判決を受けた。2015年には、治安部隊の隊員109人が性的暴力の罪で有罪判決を受け、懲役1~20年の刑を科された（紛争地域における性的暴行を参照）。

2.4.10　2003年に起きた集団強姦の被害者30人は、司法における飛躍的前進であると見られている措置が2014年に講じられ、政府から補償金を受け取ることになったが、その後の補償金の支払いは遅れている（紛争地域における性的暴行を参照）。

2.4.11　政府は国際機関と連携し、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力に関する国家戦略を実施することを目的とした様々なイニシアティブにより、被害者に提供する保護内容の改善を図っている（性的暴力と闘うための国際機関及び非政府機関のイニシアティブを参照）。

2.4.12　しかしながら、進捗は鈍く、国家は、紛争地帯に住みジェンダーに基づく暴力を受けるリスクに晒されている女性に効果的な保護を与える意思はあるように窺えるものの、実際に保護を与えることができる可能性は低い。

2.4.13　国家の保護を利用できるか否かを評価する際の詳細な指針については、信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針を参照されたい。

2.5　国内移住

2.5.1　申請者の恐怖が非国家機関（ならず者国家機関を含む）による迫害及び/又は深刻な危害にある場合、意思決定者は特定の女性の個々の状況を十分に考慮に入れた上で、ケースバイケースで国内移住の関係性と合理性を慎重に検討しなければならない。

2.5.2　特に都市部では、若い女性が家の外で働くことがますます一般的になってきている。また、女性は政府と緊密に連携するNGOが提供するサービス、アクション集団、医療施設及び教育プログラムを利用できる可能性がある。一般的に言えば、ジェンダーに基づく暴力（ドメスティック・バイオレンスを含む）に直面している女性は、特に独身で生計手段と支援ネットワークを利用できる場合、家族や他の非国家機関から局所的に受ける脅威から逃れるため、国内移住できる可能性がある。しかしながら、扶養児童を抱えたまま、ドメスティック・バイオレンスから逃れようとする既婚女性は、国内移住に困難を感じるかもしれない（移動の自由を参照）。

2.5.3　紛争に関連する暴力は、主に東部諸州で起きているので、内戦による影響を受けてない首都キンシャサ及び他の地域への国内移住は一般に、女性にとって合理的な選択肢である。ただし、その女性がそのような地域へ国内移住することが不当にはならないことを条件とする（移動の自由及び紛争地域における性的暴行を参照）。

2.5.4　各申請事案の個々の状況を考慮に入れなければならないが、国内移住が合理的でないことを証明する責任はその女性申請者にある。

2.5.5　国内移住に関する詳細な指針については、信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針を参照されたい。

2.6　証明

2.6.1　申請が却下される場合、その申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第94条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。

2.6.2　証明に関する詳細指針については、「控訴手続きに関する指針： 2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき、保護及び人権申請を（明らかに根拠のないものと）証明する行為」を参照されたい。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

3. 政策の要約

3.1.1　DRCは女性に対する暴力に対処するための法的枠組みを有している（ただし、ドメスティック・バイオレンスは特に対象とされていない）。しかし、関係する法律は常に有効に執行されているとは限らず、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力は依然として深刻な、かつ、広範に亘る問題である。家父長的な姿勢と差別は広く行き渡っており、女性や女児は強姦及び他の形態の性的暴力の対象となる可能性がある。

3.1.2　しかしながら、DRCの非紛争地域での女性に対するハラスメント（嫌がらせ）、暴力及び差別の浸透レベルは一般に、迫害又は深刻な危害を加えられるリスクに相当しない。迫害又は深刻な危害に相当するようなジェンダーに基づく暴力を個人的に受けるリスクに晒されることを立証する責任はその女性申請者にある。

3.1.3　紛争に関連する暴力は引き続き東部諸州で起きており、被害地域に住む女性はそれらの地域で迫害又は深刻な危害に相当するようなジェンダーに基づく暴力を個人的に受けるリスクに晒されることを立証できる可能性がある。

3.1.4　国家は、ドメスティック・バイオレンスを犯罪として特に認識しておらず、そのような暴力に怯える女性は国家の保護を受ける可能性が低い。紛争に関連する（軍又は民兵集団からの）暴力に怯える女性を含め、ジェンダーに基づく暴力に直面しながらも男性の保護を受けていない女性は国家から限られた範囲での保護を受けることができるかもしれない。しかし、僻地にいる場合、そのような保護を受けるのは困難であろう。各申請事案はその事実関係に基づいて慎重に検討しなければならないが、保護を受けることができないのを立証する責任はその女性申請者にある。

3.1.5　女性は一般にDRC全域を自由に移動することができるものの既婚女性は一定の制約を受ける可能性がある。国内移住は女性にとって、個々の状況に応じて、局所化された脅威（紛争地域で起きるジェンダーに基づく暴力を含む）から逃れるため選択肢となるかもしれない。

3.1.6　申請が却下される場合、その申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第94条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

更新日：2017年6月19日

4. 法的背景

4.1 概観

4.1.1 フリーダム・ハウス（Freedom House）は、2016年6月29日に公表した「2016年世界の自由の状況に関する報告書－コンゴ民主共和国（キンシャサ）」の中で、次のように伝えている。

「女性は、特に農村地域において、生活のほぼ全ての側面において差別に直面している。憲法第14条は如何なる分野においても女性に対する差別を禁じているものの、家族法（Family Code）は女性に対してより制限的な役割を規定しており、夫に従い、求職する際や何らかの法的取引に従事する際には夫の許可を得ることを女性に義務付けている。それにもかかわらず、特に町や都心では近年、若い女性が家の外で専門的職業を求める又は商業活動に従事することがますます一般的になってきている。女性は政府部門を代表している割合が著しく過少であり、国会（National Assembly）のわずか9パーセント、上院のわずか6パーセントを占めているに過ぎない。」[1]

4.2 法的権利

4.2.1 経済協力開発機構（OECD）が公表している「社会制度・ジェンダー指標（Social Institutions and Gender Index）」 のDRCのプロフィールの項には、2014年までに公表された資料に基づき、「結婚が許される最低年齢はこれまで女性が14歳、男性が18歳であったが、2009年に可決された新法に基づき男女とも18歳となった。親の権威に関して、家族法は男性を世帯の長とし、女性は男性に従わなければならないと定めている。」と記述されている[2]。DRCの家族法は、家族の規則と組織について定める法律文書である[3]。

4.2.2 また、DRCのプロフィールの項には、次のような記述もある。

- ドメスティック・バイオレンスは、コンゴ法で特に対処されていない。
- コンゴ民主共和国の刑法は強姦を禁じており、同国は2006年に勃発した紛争の結果として暴力に対処する性的暴力に係る法律を採択した。

---

[1] フリーダム・ハウス「2016 年世界の自由の状況に関する報告書－コンゴ民主共和国（キンシャサ）」（2016 年 6 月 29 日）https://www.ecoi.net/local_link/327670/468314_de.html [アクセス日：2017 年 4 月 19 日]
[2] 経済協力開発機構（OECD）「社会制度・ジェンダー指標：コンゴ民主共和国」（日付なし）http://www.genderindex.org/country/congo-dem-rep. [アクセス日：2017 年 4 月 24 日]
[3] UNICEF, Ponabana「子どもの視点から見た家族法」（2015 年 1 月 14 日）http://ponabana.com/the-family-code-from-a-childs-perspective/?lang=en. [アクセス日：2017 年 1 月 19 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

● 法律は強姦を性的奴隷、セクシャル・ハラスメント、強制妊娠及び他の性的犯罪（配偶者強姦は除かれる）を含むものとして定義している。

● 強姦の罪に科される最低限の刑罰は、懲役5年である。

● 法律は和解金による決着と強制結婚も禁じており、性的暴力の被害者が出廷しないことを認めるとともに、秘密性を守るため非公開審理を開くことを許可している。

● 2002年労働法（Labour Code）（第73条）は、職場における性的又は精神的嫌がらせの加害者を解雇するための根拠を定めている。政府が2011年にCEDAWへ提出した最新の報告書によると、この法律は刑法を改正する法律No. 06/018及び刑事訴訟法を改正する法律No. 06/019により強化され、ハラスメントを犯罪と定義した[4]。

4.2.3　カナダ移民・難民委員会（Canadian Immigration and Refugee Board）は2012年4月17日、DRCにおけるドメスティック・バイオレンス及び性的暴力について回答し、憲法、家族法、改正刑法（改正分を含む）に関するより詳細な情報（フランス語の原本を英語に翻訳したもの）を提供した。

「2006年憲法は、公的・民間部門において女性に対するあらゆる形態の差別を撲滅し、あらゆる形態の暴力と闘うことを政府は誓約すると宣言している（DRC 2006b, Art. 14）。しかしながら、DRCの刑法（前記、1940）、その2006年改正分（前記、2006a）又は家族法及びその2003年改正分（前記、1987）にもドメスティック・バイオレンスに関する記述はない。2011年に国連女性差別撤廃委員会（CEDAW：UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women）へ提出した第6次及び第7次連結定期報告書の中で、DRCは身体的及び精神的な家庭内虐待の存在を認めたが、そのような暴力を禁止する法律には言及していない（DRC：2011年12月20日）。

「2006年、DRCは 性的暴力に対して保護を与えるため、刑法に改正条項を盛り込む法律を可決した（DRC 2006a）。セクシャル・バイオレンス法として知られる法律は、とりわけ強姦及び他の形態の性的暴行、セクシャル・ハラスメント、性的奴隷、強制結婚、性的（手足）切断、性感染症を意図的に感染させる行為、未成年者（18歳未満の児童）との性的関係、及び強制妊娠を違法としている（前記）。この法律は、配偶者強姦を特に禁止していない（前記）。RFDAの代表はこの法律が家庭内環境で起きる可能性がある性的暴力を対象にしているが、コンゴ文化は配偶者強姦を認識していないことから、女性はこれを届出ないと説明した（2012年2月29日）。」[5]

---

[4] 経済協力開発機構（OECD）「社会制度・ジェンダー指標：コンゴ民主共和国」（日付なし）http://www.genderindex.org/country/congo-dem-rep. [アクセス日：2017 年 4 月 24 日]

[5] カナダ移民・難民委員会「コンゴ民主共和国：ドメスティック・バイオレンス及び性的暴力（被害者が利用できる法律、国家保護及びサービスを含む）」（2012 年 3 月～2006 年）COD104022.E 17 （2012 年 4 月）http://irb-cisr.gc.ca/Eng/ResRec/RirRdi/Pages/index.aspx?doc=453921. [アクセス日：2017 年 3 月 22

4.2.4　米国国務省は、2017年3月3日に公表した「2016年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（USSD 2016レポート）の中で、次のように伝えている。

「[2016]年末現在、政府はジェンダーに関する国家政策文書及び「性と性差に基づく暴力（SGBV：Sexual and Gender-Based Violence）」と闘うための国家戦略文書の中間検証に基づく勧告内容を盛り込むため、両文書を検証し、改正する作業を進めていた。意思決定のレベルとプロセスにおいて女性が男性と同じ比率で代表し、参加することを定める憲法の条項を運用できるようにすることを意図した平等に関する法律が採択され、2015年8月に公布された。[2016年]6月、改正家族法が採択され、大統領が署名した。法律本文の公布を含め、この法律は、2016年末現在で施行されていなかった。」[6]

4.2.5　同報告書は、さらに次のように伝えている。

「憲法は、ジェンダーに基づく差別を禁じているが、法律は女性に男性と同じ権利を与えていない。2015年8月の女性平等法は、女性に複数の保護を与えている。同法は、男性親族の承認を得ることなく経済部門に参加することを女性に認め、出産看護について定め、持参金に関係する不平等を禁止し、差別する又はジェンダーに基づく虐待に従事する者に対して罰金その他の制裁措置を定めている。

「UNICEFによると、寡婦の多くは夫の財産を相続することができなかった。なぜなら、夫が死亡した際に遺言がない場合、非嫡出子（父親が正式に認知していることを条件とする）を含む夫の子どもが相続に関して寡婦に優先すると法律で定められているからである。裁判所は、姦淫行為で有罪判決を受けた女性に懲役1年以下の刑を科すことができるが、男性による姦淫行為は、『有害な質』を有すると判示された場合にのみ処罰される。国連の特別報告官と代表の7人は、国連人権委員会に提出した2009年報告書の中で、家族法は配偶者間の平等を認識しているものの、妻は夫に従わなければならないと定めることにより、『事実上、既婚女性を夫が後見人である未成年者にしている』として懸念を表明した。2015年家族法は、この条項を盛り込んでいる。

「女性は、経済的差別を経験した。様々な法律は政党に対し、あらゆるレベルで候補者を立てる際は性別を考慮に入れることを義務付けているが、政党は女性を候補者に立てることを強制されないため、憲法の要件内でこれを執行することを困難にしている。」[7]

日]
[6] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]
[7] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

5. 女性に対する暴力

5.1 調査及び統計

5.1.1 フリーダム・ハウスは、2016年6月29日に公表した「2016年世界の自由の状況に関する報告書－コンゴ民主共和国（キンシャサ）」の中で、「女性や女児に対する暴力（性と性差に基づく暴力を含む）は、1994年に戦闘が始まってから急増している…」と伝えている[8]。

5.1.2 駐キンシャサスウェーデン大使館が同じキンシャサに駐在する英国国際開発省（DfID：Department for International Development）、欧州連合代表部及びカナダ大使館と協力して作成した「2014年ジェンダー国別プロフィール：DRC」には、次のように記述されている。

「DRCにおける性的暴力は恐ろしいレベルにあり、低下する兆しを全く見せていない。性的暴力の事件に関するデータは信頼できず、複数の部門がそれぞれ収集するという方法は、論理的に考えてデータが間違いなく重複していることを意味する。たとえ届出られている事件に関するデータの信憑性のなさを考慮に入れたとしても、注目を集めているにもかかわらず性的暴力の割合が低下していることを示唆する証拠は全くない。それとは反対に、性的暴力事件が増加しており－東部では市民が加害者（被害者の家族を含む）となるケースがますます多くなってきている－東部の紛争地域を別にすれば、浸透率はキンシャサとコンゴ中央州（Bas Congo）で高まっているという証拠がある。」[9]

5.1.3 「2013~14年DRC民主主義・保健調査」は、次のように報告している。

- 「身体的暴力

女性の半数以上（52%）が15歳から身体的暴力を経験してきている。また4分の1以上（27%）がこの12か月間に身体的暴力を受けている。この12か月間で起きた身体的暴力事件のうち、最も高い割合を示したのは西カサイ州（Kasaï Occidental）（35%）である。

- 「性的暴力

---

https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 4 月 24 日]

[8] フリーダム・ハウス「2016 年世界の自由の状況に関する報告書－コンゴ民主共和国（キンシャサ）」（2016 年 6 月 29 日）https://www.ecoi.net/local_link/327670/468314_de.html [アクセス日：2017 年 4 月 19 日]

[9] 駐キンシャサスウェーデン大使館が同じキンシャサに駐在する英国国際開発省（DfID）、欧州連合代表部及びカナダ大使館と協力して作成した「2014 年ジェンダー国別プロフィール：DRC」（34 頁）（2017 年 7 月 2 日）http://www.swedenabroad.com/ImageVaultFiles/id_22003/cf_347/Gender_Country_Profile.PDF [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

「全体的に見れば、女の27%は過去に性的暴力を経験しており、16%はこの12か月間で性的暴力を受けている。この12か月間で起きた性的暴力事件のうち、最も高い割合を示したのは西カサイ州（24%）である。

- 「配偶者による暴力

「既婚者及び過去に結婚したことがある15~49歳の女性のうち、57%は現在又は前の夫/パートナーによる（精神的、身体的又は性的）暴力を経験している。配偶者による暴力事件のうち、最も高い割合を示したのは西カサイ州（68%）である。」[10]

5.1.4　USSD 2016レポートは、「国際治安部隊（SSF：State Security Force）、反政府・民兵集団（RMG：Rebel and Militia Groups）及び市民は広範に亘って性的暴力行為を犯した… 2016年を通じて、国連は紛争における性的暴力の被害者として成人267人と児童171人（少年2人を含む）を記録した。」と伝えている[11]。

5.1.5　CPIT（国別政策・情報チーム）が入手できた「紛争下の性的暴力防止DRC担当国連特別代表室（UN Office of the Special Representative for Sexual Violence in conflict for DRC）」からの最新情報は、2015年3月15日に公表された国連安全保障理事会宛の国連事務総長報告書からの資料に基づいていた。同報告書によると、国連は2014年1月から9月にかけてDRCで紛争に関連した性的暴力事案が698件発生し、361人の女性と332人の女児が被害を受けたことを確認した。

「これらの事案の31 パーセントについて、加害者は政府治安部隊の隊員であった。コンゴ民主共和国軍（Forces armées de la République démocratique du Congo）のメンバーが201件の事案に関与し、国家警察は157件、国家情報機関は2件にそれぞれ関与した。マシシ（Masisi）地方で「コンゴの自由と独立のための愛国者同盟（APCLS：Alliance des patriotes pour un Congo libre et souverain）」に対し2014年2月から4月にかけて軍事作戦を展開した際に軍の隊員が犯した人権侵害を調査した結果、APCLSを支持したと認識されているフンデ（Hunde）族の人々を処罰するために強姦が利用されたことが判明した。第804及び第813連隊の隊員により少なくとも20人の女性が強姦された。」[12]

5.1.6　また、同じ情報源は、次のように伝えている。

---

[10]「2013~14 年 DRC 民主主義・保健調査」（18 頁） https://dhsprogram.com/pubs/pdf/SR218/SR218.e.pdf [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

[11] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日） https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 4 月 24 日]

[12] 紛争下の性的暴力防止 DRC 担当国連特別代表室、2015 年 3 月 http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/countries/democratic-republic-of-the-congo/ [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「国連人口基金（UNFPA：United Nations Population Fund）は2014年1月から9月にかけて、北キヴ（North Kivu）、南キヴ（South Kivu）、東部（Orientale）、カタンガ（Katanga）及びマニエマ（Maniema）の各州で起きた性と性差に基づく暴力事案を11,769件記録した。これらの事件の39パーセントは紛争の力学に直接関係し、武装勢力のメンバーにより行われたと考えられている。2013年と同様に、北キヴ州と東部州が依然として、紛争に関連する性的暴力で最も被害を受けており、全事件の42パーセントは東部州で起きている。」[13]

5.2　紛争地帯における性的暴力

暴力が起きている地域

5.2.1　USSD 2016レポートは、DRC東部の紛争地域を次のように説明している。

「国内紛争も外国の影響を受けた紛争も、国内東部の諸地域、特に北キヴ、南キヴ、タンガニーカ（Tanganyika）、イトゥリ（Ituri）、高ウエレ（Haut-Uele）及び低ウエレ（Bas-Uele）の各州で継続されている。ルワンダ解放民主軍（FDLR：Democratic Forces for the Liberation of Rwanda）、民主同盟軍（Allied Democratic Forces）/ウガンダ民族解放軍（National Army for the Liberation of Uganda）（ADF/NALU）、民族解放軍（FNL：National Forces of Liberation）、神の抵抗軍（LRA：Lord's Resistance Army）といった外国の反政府・民兵集団（RMG）や様々なマイマイ（Mai-Mai）（国内民兵）集団など土着のRMGが政府軍と、また、相互に戦闘し、市民を攻撃し続けた。」[14]

5.2.2　また、USSD 2016レポートは、「性的暴力の犯罪は、敵対する党又は集団に忠誠を誓っていると認識されている市民を処罰するために戦争の戦術として利用されることがあった。犯罪は主に北キヴ州の紛争地帯で起きたが、国内全域においても発生した。」と伝えている[15]。

5.2.3　しかしながら、国連事務総長は、2017年3月10日に国連安全保障理事会へ提出した報告書の中で、次のように伝えている。

「市民に対する暴力や脅迫はもはやコンゴ民主共和国の東部地域に集中していない。これ

[13] 紛争下の性的暴力防止 DRC 担当国連特別代表室、2015 年 3 月 http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/countries/democratic-republic-of-the-congo/ [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]
[14] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 1 節 g 項）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 4 月 24 日]
[15] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

は、コミュニティに基づく暴力や民族間衝突が、北キヴ州や南キヴ州など武力紛争により既に被害を受けている地域から、タンガニーカ州、カサイ3州及びコンゴ中央州にまで拡大しているからである。東部における武装集団の活動は高まっており、特に旧「3月23日運動（M23：Mouvement du 23 mars）」が再浮上してきている。国土全域に亘って再燃している暴力は、現在の不安定な政情に加え、苦情を政治目的で巧みに扱う行為や一部の有力な政治家が武装民兵集団を支援する行為などによりますます悪化している。民族ラインに沿って活動する自衛民兵の利用が増えていることは、不安感と不透明感が高まっている状況を示している。また、選挙、特に都市部で行われるものに関係する暴力のリスクも高まっており、立ち往生している政治協定の実施が遅れれば、さらに高まることが見込まれ、現在の政情不安を長引かせる要因となる。」[16]

5.2.4　外交問題評議会が作成し、2016年1月18日にブリリアント・マップ（Brilliant Maps）へ掲載された地図は、その時点での紛争地域を示している[17]。

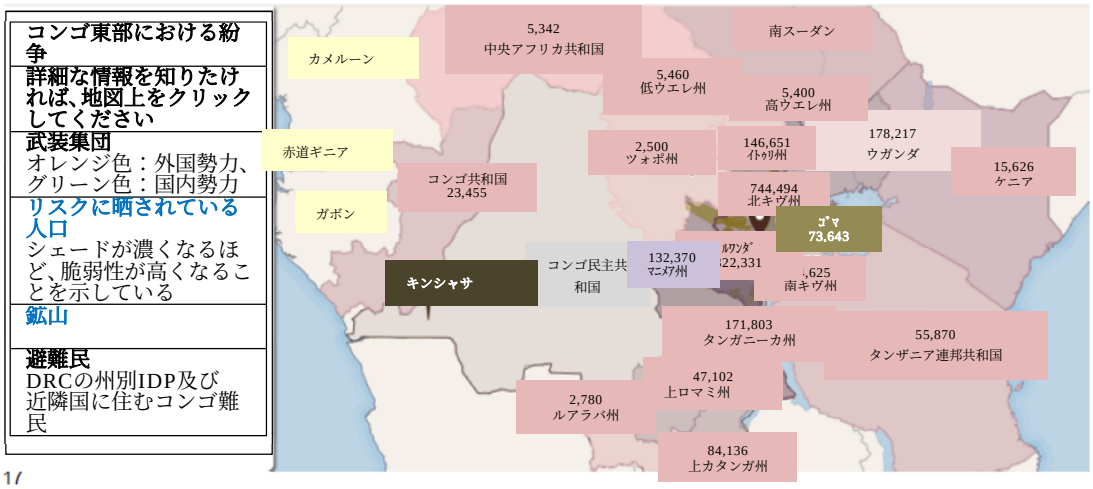

17

暴力の性格

5.2.5　国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が2013年7月30日に公表したDRCの第6次及び第7次連結定期報告書に関する最終見解には、「主要な懸念事項と勧告」の項の中で、同委員会は以下の項目について「極めて憂慮している」と記述されている。

- 国内の東部地域において、コンゴ民主共和国軍（FARDC）と武装集団が戦争の武器と

[16] 国連人権理事会「国連コンゴ民主共和国ミッションに関する国連事務総長の報告書」（9 頁）（2017 年 3 月 10 日）https://monusco.unmissions.org/sites/default/files/n1705816.pdf. [アクセス日：2017 年 4 月 24 日]

[17] ブリリアント・マップ「コンゴ東部における紛争」（2016 年 1 月 18 日）http://brilliantmaps.com/eastern-congo-conflict/ [アクセス日：2017 年 4 月 19 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

して集団強姦、性的暴力及び性的奴隷を利用している状況。

- 女性に対する暴力と性的残虐行為のショッキングなレベルと性格、当局が市民の保護を優先していない状況、及び州幹部職員が紛争被害地域で起きている女性に対する暴力の広範囲性を否定している状況
- 紛争被害地域において性的暴力の被害者となった女性や女児に医療、司法、心理的及び社会経済的サポートを提供する機関がない状況[18]

5.2.6　紛争下の性的暴力防止担当国連特別代表室は、2015年3月23日に公表したDRCに関する情報の中で、「強姦は依然として、支援を求めた被害者が報告した性と性差に基づく暴力の主要な形態（98パーセント）となっている。」と伝えている[19]。

5.2.7　国連安全保障理事会は、2016年4月20日に公表した「紛争に関連した性的暴力に関する国連事務総長の報告」の中で、次のように伝えている。

「報告対象期間[2015年1~12月]中、国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUSCO：United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo）、UNFPA [国連人口基金] 及びUNHCRが収集したデータはそれぞれ、コンゴ民主共和国における紛争関連の性的暴力事件が減少したことを示している。しかしながら、国連は、過少報告とデータ入手の限界性により影響を受ける可能性が高いこれらのデータの解釈と完全性について慎重な姿勢を崩していない。MONUSCOは、紛争に関連した性的暴力事案637件を検証した。 このうち 375人は女性、262人は女児であった。加害者の大半は武装集団のメンバーであり、総事案数の74パーセントに関与していた。これと比較して2014年には69パーセントであった。政府の治安部隊は残りの26パーセントに関与していた。 FARDC [DRC軍]が政府側の主要な加害者であり、133人の被害者が関わる事件に関与していた。国家警察は28人の被害者が関わる事件に関与していた。UNFPAは北キヴ州、南キヴ州、マニエマ州、旧東部州及び旧カタンガ州において発生した武装加害者による紛争関連の性的暴力事案 1,900件を記録した。UNHCRのデータは、2015年に最も被害を受けた州として南キヴ、次いで北キヴと旧東部州（この両州は2014年に最も被害を受けている）を特定した。UNHCRによると、被害者の3分の1以上が国内避難民、難民又は帰還者である。2015年3月だけでも、国内避難民が暮らす場所が襲撃され、女性が強姦された事案が5件発生した。」

---

[18] CEDAW「コンゴ民主共和国の第 6 次及び第 7 次連結定期報告書に関する最終見解」（9 頁）（2013 年 7 月 30 日）（CEDAW/C/COD/CO/6-7）
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fCOD%2fCO%2f6-7&Lang=en [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

[19] 紛争下の性的暴力防止 DRC 担当国連事務総長特別代表室（2015 年 3 月 23 日）
http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/countries/democratic-republic-of-the-congo/ [アクセス日：2017 年 3 月 22 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

[20]

5.2.8　同報告書は、続けて次のように伝えている。

「性的暴力に対する取り組みに進展の兆しはあるものの、紛争に関連した性的暴力は依然として広く行われており、国家部隊による集団強姦事件が報告された。FARDCの兵士集団も、南キヴのカレヘ（Kalehe）地方で2015年9月20日から22日にかけて包囲捜索強襲作戦を展開中に少なくとも12人の女性が強姦された事件に関与したと言われている。政府は調査を開始した。武装集団側について言えば、主に南キヴのShabunda地域に拠点を置くRaia Mutomboki派勢力はMONUSCOが記録した16件の事案に関与しており、村落や採掘現場で市民を標的にして襲撃した。この中には、2015年5月1日夜間から2日にかけて行われた集団強姦の事件が含まれる。イトゥリ州のイトゥリ愛国抵抗戦線（FRPI：Forces de résistance patriotique en Ituri）は、MONUSCOが検証した事案の22パーセントに関与していた。政府とFRPI間の交渉が物別れとなった後、FRPIは複数の集団に分裂して、南イルム（Irumu）地方の村落を襲撃し、怯えさせた。別の集団であるMai Mai Simba Manuは、イトゥリ州のマンバサ（Mambassa）地方及び北キヴ州のルベロ（Lubero）地方にある採掘現場や村落を急襲したと伝えられている。これらの襲撃は高いレベルの性的暴力を伴っており、一度の襲撃で17人の女性が強姦された。ルワンダ解放民主軍（FDLR）の分隊は、紛争に関連する性的暴力事案総件数の9パーセントに関与していた。旧カタンガ州におけるバトゥワ‐バルバ（Batwa-Baluba）間紛争が鎮まったにもかかわらず、UNHCRはバトゥワの民兵が主に行った性的暴行の被害者171人を登録した。」[21]

5.2.9　同報告書は、紛争に関連する性的暴力が女児に及ぼす影響に目を向け、次のように伝えている。

「児童に対する性的暴力は悲惨なほど高くとどまっており、全事案数の41パーセントを占めている。この数字は、2014年においては48パーセントであった。武装集団と関わった少女（対象期間：2009年～2015年）に関する国連報告は、民主同盟軍による強制結婚と性的奴隷の事件について説明し、これらの少女の3分の1が性的暴力の対象にされたと伝えた。南キヴ州カヴミュ（Kavumu）で起きた児童に対する激しい暴力（誘拐や強姦を含む）のパ

[20] 国連安全保障理事会「コンゴにおける紛争に関連した性的暴力に関する国連事務総長の報告書：DRC」（13 頁）（2016 年 3 月 20 日）
http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_2016_361.pdf [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

[21] 国連安全保障理事会「コンゴにおける紛争に関連した性的暴力に関する国連事務総長の報告書：DRC」（13 頁）（2016 年 4 月 20 日）
http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_2016_361.pdf [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

ターンは、罪を犯しても処罰されない風潮により悪化した。」[22]

5.2.10　アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は、2017年2月22日に公表した「年次報告書2016/17」の中で、「数百人の女性と女児が紛争被害地域で性的暴力の対象にされた。加害者には、兵士や他の国家機関職員の他、Raia Mutomboki（連立集団）、FRPI [イトゥリ愛国抵抗戦線] 及びフツ（Hutu）民兵集団であるMai-Mai Nyaturaなど武装集団の戦闘員が含まれていた。」と伝えている[23]。

5.2.11　米国国務省は、2016年6月30日に公表した「2016年人身売買報告書」のDRCの項で、次のように伝えている。

「紛争が継続しているため、180万人以上がDRC内で国内避難を余儀なくされている。またカタンガ州、北キヴ州及び南キヴ州に国内避難している人々は依然として、特に誘拐や強制徴兵及び武装勢力と政府軍による性的暴力の対象にされやすい。2015年、複数の武装集団はコンゴ人の男性、女性及び児童を誘拐し、戦闘員や支援任務隊員（警備兵、荷物運搬人、清掃人、料理人、メッセンジャー、スパイ及び採掘現場での税徴収員など）として強制的に徴募し続けた。女性と女児は武装集団のメンバーと結婚する又はそのメンバーのために性的奴隷として仕えることを強いられた。」[24]

5.2.12　国連事務総長は、2017年3月10日付報告書の中で、次のように伝えている。

「MONUSCOは、タンガニーカ州カレミー（Kalemie）地方における民族間紛争が激化する中、紛争に関連した性的暴力事件が急増している状況を記録した。2017年1月23日から25日にかけて調査ミッションが実施された後、MONUSCOは30人の女性と6人の女児が強姦されたことを確認した。被害者36人のうち、未成年者6人を含む19人はトゥワ（Twa）コミュニティに属しており、トゥワ・コミュニティを支援していると認識されたルバ（Luba）の女性3人はルバの男たちにより強姦された。残りの14人の女性（全員がルバ・コミュニティからの国内避難民）は2016年11月と2017年1月に実行された襲撃でトゥワ・コミュニティの男たちに全員強姦されたと伝えられている。」[25]

---

[22] 国連安全保障理事会「コンゴにおける紛争に関連した性的暴力に関する国連事務総長の報告書：DRC」（13 頁）（2016 年 4 月 20 日）
http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_2016_361.pdf [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

[23] アムネスティ・インターナショナル「年次報告書 2016/17：DRC」（2017 年 2 月 22 日）
2017https://www.amnesty.org/en/countries/africa/democratic-republic-of-the-congo/report-democratic-republic-of-the-congo/ [アクセス日：2017 年 3 月 21 日]

[24] 米国国務省「2016 年人身売買報告書：国別記述－DRC」（2016 年 6 月 30 日）
https://www.state.gov/documents/organization/258878.pdf [アクセス日：2017 年 3 月 21 日]

[25] 国連人権理事会「国連コンゴ民主共和国ミッションに関する国連事務総長の報告書」（第 34 項）（2017

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

5.2.13　アセスメント能力プロジェクト（Assessment Capacities Project）は、2017年4月に公表した最新報告書の中で、暴力から逃れて中央カサイ（Kasai-Central ）州と近隣州に来た人々は「民兵とコンゴ軍から性的暴力を受けやすい女性と児童である。」と伝えている[26]。

5.2.14　イナフ・プロジェクト（Enough Project）の2014年3月付報告書は、DRCにおける性と性差に基づく暴力に関して、次のように伝えている。

「性と性差に基づく暴力又はその頭字語であるSGBVは，コンゴ民主共和国（DRC）における経済的、政治的、土地及び民族的競争に深く根差しており、数十年に亘って耐えてきたものでDRCの複雑な武力紛争を決定付ける特徴である。天然資源と地域の覇権力学を求める競争に火を付けられた戦闘が継続する中、性と性差に基づく暴力は戦争の道具であり、しばしば土地強奪、違法な鉱物取引、強制避難など人や場所に対する侵害行為と並行して行われた。したがって、SGBVは紛争全体から離れて別個に理解又は対応することは不可能である。同様に、持続可能な平和は、性的暴力というコンゴの風土病に対処せずに確保することができない。この慣行は、社会における女性の地位を低下させ、強姦を処罰不可能な犯罪とみなす社会規範に起因しており、また、この社会規範に深く関わっている。これは顕在的な武力紛争を超えて、政権移行と平和の時代に存続する様々な社会力学に深く根付いている。」[27]

5.3　社会的暴力及びドメスティック・バイオレンス

5.3.1　欧州議会の2014年11月付文書「図表で見る－コンゴ民主共和国における性的暴力」は、次のように記述している。

「紛争に関連した性的暴力は単なる氷山の一角であり、それほど厳しくはないが、より一般的な形態であるコミュニティや家庭での性的暴力に追加されるものである。実に、紛争に関連した性的暴力はジェンダーに基づく暴力全般のレベルの上昇の原因になっていることが実証されており、適切な措置が講じられなければ、数世代に亘って継続する。

年 3 月 10 日）https://monusco.unmissions.org/sites/default/files/n1705816.pdf. [アクセス日：2017 年 4 月 24 日]

[26] ACAPS－アセスメント能力プロジェクト「コンゴ民主共和国：ACAPS ブリーフィング・ノート－中央カサイ州及び近隣州に避難した人々」（2017 年 4 月 28 日）
http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/20170428_acaps_briefing_note_drc_displacement_kasai.pdf [アクセス日：2017 年 5 月 25 日]

[27] イナフ・プロジェクト「沈黙の妨害」（エグゼクティブ・サマリー）（2014 年 3 月 20 日）
http://www.enoughproject.org/files/InterruptingtheSilence_AddressingCongosSexualViolenceCrisiswithintheGreatLakesRegionalPeaceProcess.pdf. [アクセス日：2017 年 5 月 31 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「また、性的暴力というDRCの風土病は、コンゴ社会におけるジェンダー関係という広義の背景の中に肥沃な地盤を見出している。『2014年ジェンダー国別プロフィール・DRC社会』[下記参照]で強調されているように、DRC社会は根深いジェンダー不平等により特徴付けられ、『女性や女児は男性や男児のように評価されない』。ジェンダー不平等は深く差別的な社会規範と生活の全ての側面における価値に置き換えられ、教育、食料、医療、土地の所有権及び相続に対する権利が男女により異なるという社会の中に現れてきている。このような背景の下、男性が性的暴力に訴えることは男女の大半に『正常』であると考えられてきており、こうした考え方は強姦が高いレベルで家庭（パートナーが加害者）や学校（教師が加害者）で起きている状況に現れている。さらに、同調査により、男女の回答者とも、女性がしばしば強姦を『誘っている』、と認識していることがわかった。しかしながら、見知らぬ者により強姦された女性は被害者であるその女性の『価値』を下げるものとして否定的に認識されており、男性回答者の46%と女性回答者の37%は、妻が見知らぬ者に強姦された後は妻を拒絶すべきであると考えている。」[28]

5.3.2　駐キンシャサスウェーデン大使館が同じキンシャサに駐在する英国国際開発省（DfID）、欧州連合代表部及びカナダ大使館と協力して作成した「2014年ジェンダー国別プロフィール：DRC」には、次のように記述されている。

「ドメスティック・バイオレンスは広く行われていると考えられており、結婚生活における女性の日常的な失敗（と認識される行為）（料理を焦がす、夫と口喧嘩する、夫に告げずに外出する、子どもを放っておく、性行為を拒否するなど）がドメスティック・バイオレンスの正当な理由になるという考えが一般に男性にも女性にも受け入れられている。女性の70%を大幅に上回る割合は､夫が妻を殴打する行為を正当化するものとしてこれらの理由の一つ又は複数が当てはまると感じていた。ドメスティック・バイオレンスは普通に起きているように窺え、身体に障害がある女性、アルビノ女性又はピグミーなど土着集団に属している女性にとっては一層厳しいものであるかもしれない…性的暴力事件が増加しており－東部では市民が加害者（被害者の家族を含む）となるケースがますます多くなってきている－東部の紛争地域を別にすれば、浸透率はキンシャサとコンゴ中央州で高まっているという証拠がある。

「…南キヴでは…2013年の政府データは同州で6,614件のSGBVが起きたことを示している。これらの事案の大半（96%）は、強姦事件であった。回答者の多くは、性的暴力の被害者が社会的烙印を認識するため、SGBVの事案は報告されないが、ドメスティック・バイオ

[28] 欧州議会「図表で見る－コンゴ民主共和国における性的暴力」（2014 年 11 月）http://www.europarl.europa.eu/EPRS/EPRS-AaG-542155-Sexual-violence-in-DRC-FINAL.pdf [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

レンス、配偶者強姦、嫌がらせなど他の形態の暴力については、今もなお文化的に受容されているため、又は女性が自らの権利を認識していないために報告されないままで終わると語った。」[29]

5.3.3　国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が2013年7月30日に公表したDRCの第6次及び第7次連結定期報告書に関する最終見解は、「主要な懸念事項と勧告」の項の中で、同委員会は「紛争被害地域だけでなく紛争の被害を受けていない地域においても、強姦及び他の形態の性的暴力、近親相姦、セクシャル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス、魔女であると非難された女性や女児に対する拷問及び他の虐待行為、女性被勾留者に対する性的暴力行為（コンゴ国家警察のメンバーによるものを含む）が広く行われている状況」について「極めて憂慮している」と記述している[30]。

5.3.4　SOAS大学の開発担当学者であるBilge Sahinは、コンゴ民主共和国における脆弱性と開発に関する下院議会特別委員会に行った口頭証言（2014年2月24日付報告書に記録されている）で、次のように述べている。

「『一般的な理解は、女性に対する支配と権威の慣行を通じて男らしさが確立されるということである。ドメスティック・バイオレンスについて言えば、一般的な理解は特定の暴力行為を男性が有する当然かつ正当な権利であるとみなしているということである。[…] 家庭におけるドメスティック・バイオレンスと強姦は極めて一般的なものであるが、これは男性が有する権利の通常部分であると理解されている』」[31]

5.4　セクシャル・ハラスメント及び強姦

5.4.1　USSD 2016レポートは、「セクシャル・ハラスメントは国内全域で起きた。世界保健機関が2010年に実施した調査により、調査対象となった全労働者の64パーセントが職場でセクシャル・ハラスメントを経験した…たとえば、セクシャル・ハラスメントはキンシャサ大学（University of Kinshasa）で一般的であった。同大学の学生は、教授がより良い

[29] 駐キンシャサスウェーデン大使館が同じキンシャサに駐在する英国国際開発省（DfID）、欧州連合代表部及びカナダ大使館と協力して作成した「2014 年ジェンダー国別プロフィール：DRC」（34 頁）http://www.swedenabroad.com/ImageVaultFiles/id_22003/cf_347/Gender_Country_Profile.PDF [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

[30] CEDAW「コンゴ民主共和国の第 6 次及び第 7 次連結定期報告書に関する最終見解」（第 21 項）（2013 年 7 月 30 日）（CEDAW/C/COD/CO/6-7）http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fCOD%2fCO%2f6-7&Lang=en [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

[31] 下院議会小委員会「DRC における脆弱性と開発（女性と女児、性と性差に基づく暴力）」（2017 年 2 月 24 日)https://www.publications.parliament.uk/pa/cm201617/cmselect/cmintdev/99/9902.htm [アクセス日：2017 年 3 月 21 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

成績をつける見返りとして性的サービスを求めたと回答した。」と伝えている[32]。

5.4.2　また、同じ情報筋は、次のように伝えている。

「性的暴力に関する法律は強姦を犯罪としているが、被害者は強姦について過少報告しており、したがって、法律が常に執行されるとは限らなかった。強姦は一般的であった。強姦の法的な定義には男性の被害者、性的奴隷、セクシャル・ハラスメント、強制妊娠及び他の性的犯罪（配偶者強姦は除かれる）が含まれる。また、法律は超法規的な和解（たとえば、加害者が被害者の家族に支払う慣習的罰金）と強制結婚を禁じるとともに、性的暴力の被害者が出廷しないことを認め、秘密性を守るために非公開審理を開くことを許可している。強姦に関して定められている最低限の刑罰は懲役5年であり、裁判所は規則に従って強姦罪にそのような刑罰を科した。」[33]

5.5　女性性器切除（FGM：Female Genital Mutilation）

5.5.1　駐キンシャサスウェーデン大使館が同じキンシャサに駐在する英国国際開発省（DfID）、欧州連合代表部及びカナダ大使館と協力して作成した「2014年ジェンダー国別プロフィール：DRC」は、「過去に赤道州（Equateur）で行われていた女性性器切除の慣習は、地元住民が有効な教育を受け、その健康、社会及び経済に与える影響を理解することで急激に減少しているように窺える…南キヴ州やコンゴ中央州においてFGMは問題として認識されていなかった。」と伝えている[34]。

5.5.2　USSD 2016レポートは、「法律はFGM/C [Cutting：切除]を性的暴力の一形態として説明しており、懲役2~5年の懲役刑と20万コンゴ・フラン（$170）以下の罰金刑を科している。FGM/Cがもとで死亡した場合、終身刑が科される。2016年を通じてFGM/Cに関する報告は一切なかった。」と伝えている[35]。

6.　暴力への国家対応

---

[32] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]
[33] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]
[34] 駐キンシャサスウェーデン大使館が同じキンシャサに駐在する英国国際開発省（DfID）、欧州連合代表部及びカナダ大使館と協力して作成した「2014 年ジェンダー国別プロフィール：DRC」（37 頁及び脚注 134）http://www.swedenabroad.com/ImageVaultFiles/id_22003/cf_347/Gender_Country_Profile.PDF [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]
[35] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

6.1　治安部隊の役割及び有効性

6.1.1　USSD 2016レポートは、次のように伝えている。

「コンゴ国家警察（PNC：Congolese National Police）は、内務省（Ministry of Interior）の管轄下で活動しており、主として法律の執行と公共の秩序に責任を担っている… FARDC [コンゴ民主共和国軍]と軍情報機関は国防省（Ministry of Defense）の支配下で活動しており、主として対外安全保障に責任を担っているが、国内治安の役割も遂行している…SSF [国家治安部隊] の分隊は訓練を受けておらず、腐敗していた。PNCとFARDCの各部隊は通常、違法な徴税や市民に対する強要に従事していた…

「軍事裁判所は人権侵害の罪でSSFの一部の職員に有罪判決を下したものの、刑事免責は依然として深刻な問題であった…政府はMONUSCOとの共同人権委員会を運営するとともに、国連が軍検察官向けに実施する技術的及び兵站的支援プログラムや国際NGOがサポートする移動審理など利用できる国際資源を活用した。

「軍事裁判所は人権侵害の罪でSSFの一部の職員に有罪判決を下した。国連の報告によると、政府は[2016年]1月から6月にかけて人権侵害に相当する罪を犯したとして、少なくともFARDC兵士79人とPNC職員35人に有罪判決を下した。[2016年]3月4日、赤道州の軍事裁判所は少女を強姦した罪でFARDC伍長に有罪判決を下し、懲役7年と罰金40万コンゴ・フラン（$340）の刑罰を科し、裁判所費用として12万コンゴ・フラン（$100）の支払いを命じた。」[36]

6.1.2　欧州連合は、2014年2月に更新した「DRCに対するEUポリス・ミッション」報告書の中で、DRCから警察改革の分野で専門知識を伝えてほしい旨の要請を受け、2007年から2014年にかけてDRCに提供した支援内容の詳細を記述している。同報告書は、EUチームが性と性差に基づく暴力との闘いに責任を担う警察の専門部署を支援するとともに、警察官、司法職員及び市民社会の専門家向けに意識向上運動を推進したと記述している[37]。

6.1.3　駐キンシャサスウェーデン大使館が同じキンシャサに駐在する英国国際開発省（DfID）、欧州連合代表部及びカナダ大使館と協力して作成した「2014年ジェンダー国別プロフィール：DRC」は、次のように記述している。

---

[36] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 1 節 d 項）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 4 月 25 日]

[37] EU、共通の安全保障及び防衛政策（Common Security and Defence Policy）「DRC に対する EU ポリス・ミッション」（2014 年 2 月）http://www.eeas.europa.eu/archives/csdp/missions-and-operations/eupol-rd-congo/pdf/factsheet_eupol_rd_congo_en.pdf [アクセス日：2017 年 5 月 2 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「性的暴力に対処する活動の大半は、起きてしまった性的暴力への対応であり、それを予防する試みではない。この中には、既に起きてしまった犯罪に対する司法対応の強化が含まれている。汚職から性的暴力に至るまで女性に影響を及ぼすあらゆる種類の犯罪に適用される刑事免責は、DRCの経済的及び政治的発展とジェンダー平等にとって重大な障害となったままである。とは言え、刑事訴追と訴追妨害の関係性は常に薄い状態が続いている。」[38]

6.2 法律の施行

6.2.1 USSD 2016レポートは、次のように伝えている。

「性的暴力に関する法律は強姦を犯罪としているが、被害者は強姦について過少報告しており、したがって、法律が常に執行されるとは限らなかった…。強姦は一般的であった。強姦の法的な定義には男性の被害者、性的奴隷、セクシャル・ハラスメント、強制妊娠及び他の性的犯罪（ただし、配偶者強姦は除かれる）が含まれる。また、法律は超法規的な和解（たとえば、加害者が被害者の家族に支払う慣習的罰金）と強制結婚を禁じるとともに、性的暴力の被害者が出廷しないことを認め、秘密性を守るために非公開審理を開くことを許可している。強姦に関して定められている最低限の刑罰は懲役5年であり、裁判所は規則に従って強姦罪にそのような刑罰を科した。」[39]

6.2.2 夫人国際平和自由連盟（WILPF：Women's International League of Peace and Freedom）は、2013年7月付報告書「ジェンダーに基づく暴力及びコンゴ民主共和国に持ち込まれる小型武器（国連女性差別撤廃委員会に提出したシャドー報告書）」の中で、被害者と専門家は、女子に対する暴力を終結させる上での重大な障害として「罪を犯しても処罰されないという感覚、司法制度の不備及び法律の不十分な施行」を挙げている。」と伝えている[40]。

6.2.3 2010年、超法規的、略式又は恣意的処刑に関する国連特別報告官は、DRCに対するミッションに関して国連総会に提出した報告書の中で、「性的暴力及び性的虐待のまん延

---

[38] 駐キンシャサスウェーデン大使館が同じキンシャサに駐在する英国国際開発省（DfID）、欧州連合代表部及びカナダ大使館と協力して作成した「2014 年ジェンダー国別プロフィール：DRC」（36 頁）http://www.swedenabroad.com/ImageVaultFiles/id_22003/cf_347/Gender_Country_Profile.PDF [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

[39] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

[40] 夫人国際平和自由連盟（WILPF）「ジェンダーに基づく暴力及びコンゴ民主共和国に持ち込まれる小型武器（国連女性差別撤廃委員会に提出したシャドー報告書）」（2013 年 7 月）http://wilpf.org/mwg-internal/de5fs23hu73ds/progress?id=xiCbS2CeV4NA0lOyrGxVazqZwDIccwddbARNtxlbmXU [アクセス日：2017 年 3 月 14 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

やおぞましい性質にもかかわらず、軍事・民事両面においてDRC国内の法律制度に説明責任が欠けているというショッキングな事実がある。一般に強固な実体法があるにもかかわらず、事案が訴追されることは稀である。」と述べている[41]。

6.2.4　USSD 2016レポートは、「法律は、広く行われているにもかかわらずドメスティック・バイオレンスに対して特定の刑罰を定めていない… 法律は暴行を犯罪とみなしているものの、警察が家庭内の紛争と認識した事件に介入することは稀であった。家庭内虐待又は配偶者による虐待に関して司法当局が措置を講じたという報告は一切行われていない。」と伝えている[42]。

6.2.5　また、USSD 2016レポートは、2006年に可決された法律はセクシャル・ハラスメントを禁じ、これに違反した場合は最低でも懲役1年の刑を科すと定めているが、この法律が有効に執行されることはほとんど又は全くなかったとも伝えている[43]。

6.2.6　国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が2013年7月30日に公表したDRCの第6次及び第7次連結定期報告書に関する最終見解は、「主要な懸念事項と勧告」の項の中で、同委員会は「性的暴力に関する2006年法、ジェンダーに基づく暴力を禁止する2009年国家戦略及び性的暴力に関するゼロ容認政策が有効に実施されていない状況」について「深く憂慮している」と記述している[44]。

6.3　紛争地帯における国家の対応

6.3.1　国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が2013年7月30日に公表したDRCの第6次及び第7次連結定期報告書に関する最終見解は、「主要な懸念事項と勧告」の項の中で、同委員会が次に掲げる事項にについて「深く憂慮している」と記述している。

●　「職員に対する刑事免責が広範に適用されている、軍事裁判所を適切に運営するための資金が不足している、軍事裁判所による武装勢力メンバーの起訴が限られている、コン

---

41 UNHCR「超法規的、略式又は恣意的処刑に関する国連特別報告官の報告書：DRC」（2010 年 6 月 14 日）https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G10/143/71/PDF/G1014371.pdf?OpenElement [アクセス日：2017 年 3 月 14 日]

42 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

43 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

44 CEDAW「コンゴ民主共和国の第 6 次及び第 7 次連結定期報告書に関する最終見解」（第 21 項）（2013 年 7 月 30 日）（CEDAW/C/COD/CO/6-7）http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fCOD%2fCO%2f6-7&Lang=en [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

ゴ軍が犯した性的暴力行為に関して国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUSCO）及び他の国連団体・機関が実施した調査に対する軍検察官の組織的フォローアップが不足している、戦闘犯罪、大虐殺及び人道に対する犯罪に関与した者を裁判にかけるための専門裁判所の設立が遅延している、紛争被害地域における性的暴力を取扱う女性裁判官が少ない、性的暴力を専門とする裁判官と検察官が少ない。

● 「女性の人権擁護活動家、特に性的暴力事案に取り組む農村地域の女性擁護者に対する治安部隊の行動（性的暴行を含む）について苦情を申し立てる女性は報復に怯えている。

● 「裁判所命令が限られた形でしか執行されておらず、紛争被害地域で国家治安職員が犯した性的暴力行為に対する補償金が支払われていない。」[45]

6.3.2 しかしながら、政府はCEDAWに提出した2013年報告書の中で、刑事免責への対応の一環としてジェンダーに基づく暴力に対する国家戦略を2009年に策定したと語るとともに、性的暴力の被害者のニーズに対処するために近年講じた幾つかの措置（軍隊向けの反暴力訓練モジュールの策定、被害者に対する心身一体的医療の提供、性的暴力の被害者向けの公的補償基金を設立するための法案の検討を含む）をリストアップした。また、政府は前記報告書の中で、同じく2009年に制定されたジェンダー問題に関する国家政策（National Policy on Gender Issues）の実施などを通じて、根底にある差別的な固定概念に対処するための措置を講じつつあると語った[46]。

6.3.3 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表室（UN Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict）は、DRCに関して2015年3月23日に公表した情報の中で、2014年において起訴することに成功した事例について、以下の通り詳述した。

「2014年7月14日、カビラ（Kabila）大統領は性的暴力・児童徴募担当個人代表（Personal Representative on Sexual Violence and Child Recruitment）にJeanine Mabunda Liokoを任命した。8月28日から9月1日にかけて、私の特別代表はコンゴ民主共和国を訪問し、性的暴力に対する軍の行動計画を立ち上げる場に出席した。11月29日、この計画の実施を監督するために国家委員会が設置されたことを告知するために省令が発出された。2014年、軍事法廷は、135人（国軍兵士76人、国家警察職員41人及び武装集団18人）に性的暴力の

[45] CEDAW「コンゴ民主共和国の第 6 次及び第 7 次連結定期報告書に関する最終見解」（第 9 項）（2013 年 7 月 30 日）（CEDAW/C/COD/CO/6-7）
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fCOD%2fCO%2f6-7&Lang=en [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

[46] UNOHCHR「締約国の報告書」（CEDAW/C/COD/6-7）
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fCOD%2f6-7&Lang=en [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

罪で有罪判決を下した。5月5日、ゴマ（Goma）軍事裁判所は2012年にミノヴァ（Minova）で起きた集団強姦事件で告発されている者の裁判を終了した。性的暴力の罪で起訴されている国軍兵士39人のうち、裁判所は2人に強姦の罪で有罪判決を下した。また、報告対象期間中、ジェローム・カクワヴ（Jerome Kakwavu）将軍とベディ・モブリ・エンギャングラ（Bedi Mobuli Engangela）中佐（別名「大佐 106」）の裁判が終了した。カクワヴ将軍は強姦、殺人及び拷問の戦争犯罪で懲役10年の刑を宣告され、「大佐106」は人道に対する犯罪（強姦と性的奴隷を含む）で終身刑を言い渡された。これらの有罪判決は、高官の責任を問う取り組みの中で画期的な出来事となった。2014年、赤道州のSongo Mboyoで2003年に起きた集団強姦事件の被害者のうち、30人は政府から補償金を受け取り、29人は強姦の補償金としてUS$ 5,000及び略奪された財産の補償金としてUS$ 200に相当する金額を受け取った。強姦に起因する合併症で死亡した被害者の1人の母親はUS$ 10,000に相当する金額を受け取った。これらの補償金支払いは司法制度の運営において大きな進展があったことを示している。」[47]

6.3.4　国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、2014年4月に公表した報告書「コンゴ民主共和国の性的暴力事件に適用される刑事免責との闘いにおける進展と障害」の中で、次のように伝えている。

「コンゴ当局が性的暴力犯罪の加害者とされている者を逮捕し、裁判にかける取組みを強化しているにもかかわらず、そのような事件の多くは決して裁判所まで到達しない。実に、多くの事件は捜査されず、又は捜査されたとしても、裁判は開かれない。裁判が開かれ、刑が宣告されたとしても、脱獄の問題を含め様々な理由で加害者がその刑に服することはない。特に懸念されるのは、性的暴力犯罪に関与したとされる多くの交換が享受する刑事免責である。訴訟手続きは極めて稀にしかFARDCの高官を標的にしない。また、事件が裁判にかけられたとしても、判決は時々、腐敗した司法職員及び/又は有力な政治家に影響される。有罪判決を受け、収監されたとしても、全国の刑務所が老朽化しており、かつ、警備も不十分なため、何とか脱獄する者もいる。

「また、武装集団メンバーを起訴する際に直面する困難についても懸念がある。武装集団メンバーは性的暴力事案の半数以上に関与していると言われているものの、そのほとんどはこれまで逮捕又は起訴されたことがない。武装集団の各分派は、国家当局がない辺鄙な地域で性的暴力の大半を犯している。

「このような状況が武装集団メンバーを逮捕し、起訴する際の困難を招いている。また、

[47] 紛争下の性的暴力防止 DRC 担当国連事務総長特別代表室（2015 年 3 月 23 日）http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/countries/democratic-republic-of-the-congo/ [アクセス日：2017 年 3 月 22 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

特に加害者が武装集団のメンバーである場合、武装集団は国家機関よりも組織が流動的であり、その所属と命令系統を明確にすることは一般の市民にとって至難の業であるため、被害者が加害者を特定することは困難である。したがって、武装集団は被害者にあまりよく知られていないため、FARDC内の加害者とは対照的に、武装集団の加害者をその各階層を通じて特定することは困難である。

「それと同時に、軍事司法当局は武装集団を組織的に捜査し、性的暴力の罪でその指導者とメンバーを起訴するということをしていない。検察官及び捜査官が表明した共通の見方は、たとえ武装集団のメンバーを容易に特定し、逮捕し、起訴することができたとしても、彼らは司法の範囲外であるというものであるように窺える。また、軍検察官は、緊張関係を高め、更なる暴力を招くことを恐れて、武装集団メンバーを性的暴力の罪で起訴することについて慎重な姿勢を示している。」[48]

6.3.5　USSD 2016レポートは、次のように伝えている。

「強姦及び他の種類の性的暴力に対して、複数の起訴が行われた。 [2016年]5月21日、南キヴ州のカヴミュで州議会議員1人を含む90人が逮捕され、誘拐、強姦及び性器切除の罪で軍事裁判所に起訴された。この事件は2016年末現在で係属中である… 強姦被害者の大半は、不十分な資源、司法制度に対する信頼の欠如、本人が屈辱及び/又は報復を受けることに対する恐れ又は家族の圧力を理由に正式な訴訟を提起しなかった…」[49]

6.3.6　フリーダム・ハウスは、2016年6月29日に公表した「2016年世界の自由の状況に関する報告書－コンゴ民主共和国（キンシャサ）」の中で、「反政府勢力メンバーとFARDC兵士は、誘拐、殺害及び強姦に関与してきている。集団強姦などの犯罪で有罪判決が下されることは依然として稀である。」と伝えている[50]。

6.4　司法制度の利用

6.4.1　国連安全保障理事会は、2016年4月20日に公表した「紛争に関連した性的暴力に関する国連事務総長の報告：DRC」の中で次のように伝え、司法制度の利用状況を改善するための努力が払われていると判断した。

---

[48] OHCHR「コンゴ民主共和国の性的暴力事件に適用される刑事免責との闘いにおける進展と障害」（第33~35項）（2014年4月） http://www.ohchr.org/EN/Countries/AfricaRegion/Pages/CDReports.aspx
[49] 米国国務省「2016年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第6節）（2017年3月3日） https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017年3月15日]
[50] フリーダム・ハウス「2016年世界の自由の状況に関する報告書－コンゴ民主共和国（キンシャサ）」（2016年6月29日） https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2016/congo-democratic-republic-kinshasa [アクセス日：2017年3月21日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「2015年12月、大統領は国民向けの演説を行い、性的暴力に対してゼロ容認の姿勢を誓約するとともに、性的暴力に関する大統領の個人代表が被害者の司法制度及びサービスの利用状況を改善するためのキャンペーンを立ち上げたと語った。2015年3月、FARDCは性的暴力に対するアクションプランの実施状況を監督する委員会を始動させた。紛争に関連した性的暴力に関する50回の裁判で、治安部隊のメンバー109人が有罪判決を受け、懲役1~20年の刑を宣告された…軍事司法当局と女性・児童の保護を担当する特別警察もまた、困難な環境の中で性的暴力と闘い続けている。FARDCがアクションプランを実施するのをMONUSCOと『法の支配・紛争下の性的暴力に関する専門家チーム（Team of Experts on the Rule of Law and Sexual Violence in Conflict）』が支援した結果、性的暴力を禁止する命令書が発出され、紛争に関連した性的暴力に対処することを目的とした文書に30人の司令官が署名することとなった。」[51]

6.4.2　紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表室は、DRCに関して2015年3月23日に公表した情報の中で、「司法制度が脆弱である又は存在していない隔絶した地域の場合、市民は加害者の家族と被害者が結婚などを通じて事件を終結させるという非公式な慣行に訴える可能性がある。」と伝えている[52]。

6.4.3　しかしながら、同報告書は、加害者とされている者の多くは未だに裁判にかけられておらず、補償金の支払い方法も決まっていないことを明らかにし、次のように伝えている。

「387人の被害者を出し、2010年に国連安全保障理事会が迅速な起訴を求めたワリカレ（Walikale）での集団強姦の加害者の多くは、今日でも紛争で活発に活動を続けている。同様に、2010年と2011年にBushaniとKalambahiroで起きた集団強姦の加害者とされている者は未だに裁判にかけられていない。コンゴの裁判所が決定し、政府が支払い義務を負う裁定金（性的暴力の被害者に対する補償としての裁定金を含む）は未だに支払われていない。法の支配・紛争下の性的暴力に関する専門家チームは、象徴的な性的暴力事件に係る未処理状況を解決し、被害者と証人を保護するためのメカニズム（仕組み）を構築するための起訴戦略の策定を支援している。また、同専門家チームはゴマにあるMONUSCO 起訴支援組織（Prosecution Support Cells）に専門家を送り込むことにより移動裁判所が開

[51] 国連安全保障理事会「コンゴにおける紛争に関連した性的暴力に関する国連事務総長の報告書：DRC」（13 頁）（2016 年 3 月 20 日）
http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_2016_361.pdf [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]
[52] 紛争下の性的暴力防止 DRC 担当国連事務総長特別代表室（2015 年 3 月 23 日）
http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/countries/democratic-republic-of-the-congo/ [アクセス日：2017 年 3 月 22 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

かれている間、支援を提供し続けている。」[53]

6.4.4　また、CEDAWは、深刻な人権侵害を犯した疑いがある者を治安部隊の公職から解任するための適切な審査プロセスが欠如していることについて深く憂慮していると語った[54]。

6.4.5　DRCにおける脆弱性と開発に関する下院議会小委員会の2017年2月24日付報告書は、SOAS大学の開発担当学者であるBilge Sahinの口頭証拠を次のように伝えている。

「Bilge Sahinは我々に『裁判に到達するのは極めて難しい。』と語った。彼女はこの理由として、文化的障壁に加え、劣悪なインフラと裁判にかけることの困難さ、また、裁判にかけたとしても、有罪判決を得るのに十分な証拠を集めることに関する問題を挙げた。さらに、有罪判決が得られる事件であっても、社会階層内で実際に起訴するのは困難な場合もある。『このような裁判事件は全て、司令官がもはや注目しない下級の兵士か身代わりの者に関するものである。不幸にも、DRC内ではこれまで有力な権力者又は兵士を起訴するための適切な手続きが策定されてきていない。これをまず整備する必要がある。加害者が逮捕される場合、それが重要な人物でないことを祈るしかない。そうでなければ、実際に逮捕することは困難である。』最後に、彼女は『補償金の支払いは行われない。これまで、私は補償金が支払われた事案に出会ったことがない。』と強調した。」[55]

7.　暴力への社会の対応

7.1.1　USSD 2016レポートは、次のように伝えている。

「強姦被害者の家族が、被害者と家族の評判を守るため、医療専門家と相談する方法を取ってでも、本人に黙秘するよう圧力をかけることは普通であった。性と性差に基づく暴力（SGBV）の被害者は 深刻な社会的烙印を押された。社会は性的暴行を受けた若い女性や女児に対し、結婚に適していない女性というレッテルを貼る傾向があった。また、夫は暴

[53] 国連安全保障理事会「紛争に関連した性的暴力に関する国連事務総長の報告書：DRC」（13 頁）（2016 年 4 月 20 日）
http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_2016_361.pdf [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]
[54] CEDAW「コンゴ民主共和国の第 6 次及び第 7 次連結定期報告書に関する最終見解」（第 9 項）（2013 年 7 月 30 日）（CEDAW/C/COD/CO/6-7）
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fCOD%2fCO%2f6-7&Lang=en [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]
[55] 下院議会小委員会「DRC における脆弱性と開発（女性と女児、性と性差に基づく暴力）」（2017 年 2 月 24 日)https://www.publications.parliament.uk/pa/cm201617/cmselect/cmintdev/99/9902.htm [アクセス日：2017 年 3 月 21 日]

行された妻を捨てることが極めて多かった。一部の家族は強姦被害者を加害者である男と結婚するよう強制し、又は起訴を諦める見返りとして強姦犯から金銭又は品物を受け取った。」[56]

8. 性的暴力と闘うための国際機関及び非政府機関のイニシアティブ

8.1 国際的な援助及び支援

8.1.1 紛争下の性的暴力に関する上院特別委員会（House of Lords Select Committee on Sexual Violence in Conflict）は、2015~2016年会期報告書の中に、同委員会が2015年11月にDRCを訪問した際の報告書を含めた。同報告書には、性的暴力への取組みを支援するための様々なプロジェクトに関する詳細情報が記録されている。

「**Dfid**：

「早婚や妊娠などに関する社会文化的規範の多くは、女性や女児を差別しており、彼女たちが教育を受けるのを妨げ、しばしばリスクの高い生活をすることを余儀なくした。DfID DRCはこれらの課題に対応して、思春期の少女と若い女性が経済力を身に着けるための活動を推進するという全体目標を持ったプログラムであるLa Pépinière（ラ・ペピニエル：フランス語で苗床、転じて人材を育成する場所の意）を立ち上げた。2013~2014年にDfIDが委託した予備調査を受けて、同プログラムの第1フェーズが2015年に開始された。このフェーズでは、キンシャサに集中し、2017年後半から対象都市を拡大して実施される予定の第2フェーズを支持するための強固な証拠を生み出すことを目指している…

「**EUプログラム『 男女ともに前進する』：**

「EUプログラムの原則は、あらゆる形態の性差（ジェンダー）に基づく暴力（GBV）とその根本原因に対処すること、対象州に影響力の大きい実験的介入を実施すること、コミュニティを巡る介入の内容を明確にすること、提案するアプローチにおいて男女を差別することなく一体化させること、国家と市民社会の構造を支援すること、及び調整機能を強化することである…

「その4つの主要な目的は、下記の通りである。

● キンシャサとバンドゥンドゥにおいて男性らしさと女性らしさに関する新たな認識を推進するため、変化する社会規範、個人行動及び集団行動に貢献する。

● （国連食糧農業機関と連携しながら）キンシャサとバンドゥンドゥにおいて男性と女性の経済力と社会的役割がより適切に分散されるような状況を目指して貢献する。

---

[56] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 6 節）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 4 月 24 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

● キンシャサとバンドゥンドゥにおいてGBV と闘う（国家及び市民社会の）当事者の能力と調整構造を強化する。
● キンシャサ、バンドゥンドゥ及びマニエマにおいてGBVの被害者をより良く保護する環境を提供するため、警備部門（警察）と司法部門に圧力をかける。

「DRCのジェンダー・家族・児童大臣（Minister of Gender, Family and Children）がこのプログラムでリーダーシップを発揮していく。 このプログラムの運営委員会（Steering Committee）は政府代表、EU及びパートナー機関で構成され、ジェンダー・家族・児童大臣が議長を務める。州レベルで技術グループがこのプログラムの実施に関わっていく…

「**『ティアファンド（Tearfund）』のDRCにおけるプロジェクト**:

「ティアファンドのDRCにおけるプロジェクトの目的は、紛争被害コミュニティにおける性的暴行に対してコミュニティレベルの防止、保護及び対応能力を高めることにあった。ティアファンドは、DRC東部における紛争被害コミュニティの全域に亘って信仰指導者と連携することを望んだ。この3年間、外務・英連邦省（FCO）はティアファンドがDRCで地元の信仰指導者と関わり、紛争中にそれぞれのコミュニティ内で起きる性的暴力を防止し、それに対応するのを支援する活動をサポートしてきた。

「[同委員会の] 訪問中、同プロジェクトは125人の信仰指導者と連携し、彼らが 性的暴力と被害者のニーズ（精神・社会的ケアサポートの基本原則を含む）及び国内の法的枠組みと司法制度の利用方法をより良く理解するのを支援していた。また、同プロジェクトには、信仰の観点から見たジェンダーと社会的姿勢（男性らしさの概念を含む）に関するセミナーが含まれていた。同プロジェクトが開始されて以来、1,300人を超える人々がこれらのプログラムに参加した。さらに、225人の被害者が信仰指導者からカウンセリングとアドバイスを受けた。2014年1月から2015年2月にかけて、142人の被害者が医療サービスを受けるのを支援され、43人が地元の警察に紹介され又は地元の裁判所によるフォローアップを受け、12人が家族との和解を調停してもらって恩恵を受けた。また、性的暴力に関する法律研修が453人に提供された。

「このプロジェクトが実施された25のコミュニティ全てに亘って、様々な信仰の指導者たちが含まれるコミュニティ・アクション・グループ（Community Action Groups）が機能していた、これらの信仰指導者は性的暴力に声高に反対するともに、被害者が司法サービスを利用する際に付き添い、一部の事例においては、正式な訴訟手続きにも帯同した。」[57]

[57] 紛争下の性的暴力に関する上院特別委員会 2015~2016 年会期報告書（付属書 6）
https://www.publications.parliament.uk/pa/ld201516/ldselect/ldsvc/123/123.pdf [アクセス日：2017 年 3

8.1.2　上院報告書に対する英国政府の2016年6月付回答の中で、FCOは「同委員会に対する我々の書面による証拠に記載されている通り、我々は政府が2012年に性的暴力防止イニシアティブ（PSVI：Preventing Sexual Violence Initiative）を立ち上げて以来、相当な進展を遂げたと考えている。英国政府の報告書「上院の紛争下における性的暴力に関する上院委員会報告書（HL123）に対する政府回答書」は続けて、次のように記述している。

「政府は、この進展を世界中に植え付けるため、また、最も必要としている人々に恩恵を与える国家レベルでの変化を遂げさせるために取り組んできた。たとえば、政府は以下を支援してきた。

● 「DRCにおいて実施された信仰に基づくプロジェクト。このプロジェクトを通じて200人以上の性的暴力被害者が名乗り出てカウンセリングを受け、75人の信仰指導者が性的暴力と被害者のニーズへの対応に関する研修を受けた。

● 「DRCの医療、法律及び法執行の専門家を対象として、法医学的証拠の文書化、収集及び保全を通じて地元で性的暴力事件を捜査する能力を開発した。この活動により、20件の事案に関する文書化が実施され、4件の刑事裁判が開始されることになった。」[58]

8.1.3　2017年2月8日に更新された「FCO人権優先国－ DRC：統合報告書」は、次のように伝えている。

「英国基金プロジェクトは紛争下の性的暴力被害者が司法制度を利用できるように支援している。我々はDRC政府と連携し、法律及び医療の実践家に「紛争下における性的暴力の文書化及び調査に関する国際プロトコル（International Protocol on the Documentation and Investigation of Sexual Violence in Conflict）」を利用するよう強く促している。この活動には、地元レベルで有効に利用できるよう同国際プロトコルをスワヒリ語とリンガラ語に翻訳する作業が含まれている。

「…また、我々は、『紛争下の性的暴力の防止イニシアティブ（Preventing Sexual Violence in Conflict initiative）』に関する活動を継続していき、多くの草の根レベルのプロジェクトに資金を拠出するとともに、DRC大統領の性的暴力・児童徴募担当個人代表である

月 20 日]

[58] 英国政府「女王陛下の命により外務・英連邦大臣から議会に提出された『上院の紛争下における性的暴力に関する上院委員会報告書（HL123）』に対する政府回答書」（2016年6月）
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/533663/Government_response_to_the_report_of_the_House_of_Lords_Sexual_Violence_in_Conflict_Committee.pdf
[アクセス日：2017 年 5 月 8 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

Jeanine Mabundaと緊密に連携していく。」[59]

8.1.4　国連安全保障理事会は、2016年4月20日に公表した「紛争に関連した性的暴力に関する国連事務総長の報告：DRC」の中で「国連は引き続き、医療施設に法律クリニックと心理社会的サービスも組み込むことにより、被害者に対する全体的サポートを提供している。」と伝えている。」[60]

8.1.5　紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表室は、DRCに関して2015年3月23日に公表した報告書の中で、「医療面、心理社会面及び法律面のサポートは州都とその周辺でのみ利用することができる。」と伝えている。また、同報告書は国連がどのような形で性と性差に基づく暴力に関する国家戦略の実施を支援し続けてきたかについて、次のように伝えている。

「たとえば、国連児童基金（UNICEF）は強姦の結果として出生した児童とその母親が心理的、経済的及び教育的支援を利用できるようにする取り組みを優先してきた。国連人口基金（UNFPA）は治療施設に必要不可欠な機材とレイプ・キット（強姦犯を特定するための証拠を収集する目的で使用する道具セット）を供給してきた。UNHCRは『燃料及びエネルギーに対する安全なアクセス（SAFE：Safe Access to Fuel and Energy）』プロジェクトを南キヴ州まで拡大した。このプロジェクトは持続可能な調理用燃料と代替エネルギーを供給するというものであり、最初は北キヴ州で実験的に実施されたが、国内避難している女性が薪を拾い集め、水を汲む際に直面する性的暴力のリスクを緩和する上で有用であることがわかり、成功を収めたことを受けて、今回の適用地域の拡大となった。国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUSCO）共同人権事務所（Joint Human Rights Office）は7か所の法律クリニックを設立して、医療面、心理社会面及び法律面のサポートとの間に繋がりを持たせた。この統合アプローチの結果、患者の60パーセントは法的苦情を申し立てることを選択した。」[61]

8.1.6　国連組織「UNウィメン（UN Women）」は、キンシャサにDRC事務所を有し、南

---

[59] 「FCO 人権優先国－ DRC：統合報告書」（2017 年 2 月 8 日更新）
https://www.gov.uk/government/publications/democratic-republic-of-the-congo-drc-human-rights-priority-country/democratic-republic-of-the-congo-drc-human-rights-priority-country#contents [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

[60] 国連安全保障理事会「紛争に関連した性的暴力に関する国連事務総長の報告書：DRC」（13 頁）（2016 年 4 月 20 日）
http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_2016_361.pdf [アクセス日：2017 年 3 月 20 日]

[61] 紛争下の性的暴力防止 DRC 担当国連事務総長特別代表室（2015 年 3 月 23 日）
http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/countries/democratic-republic-of-the-congo/ [アクセス日：2017 年 3 月 22 日]

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

キヴ州の州都ブカヴ（Bakavu）にその支所を置いていると語った。UNウィメンは、女性と女児に対する暴力を終結させるためのイニシアティブを以下のように説明した。

「我々は、性と性差に基づく暴力（SGBV）に関する国家戦略を有効に調整し、実施するために、特に通信、監視及び評価の分野において、ジェンダー省に技術支援を提供している。DRCでは早婚が広く行き渡っていることから、我々のプログラムは、特に結婚年齢に関して国際的及び地域的慣習との整合性を確保することを目的として、家族法の検証プロセスを支援している。」[62]

8.1.7　国際医療隊（International Medical Corps）は、 DRCにおける性的暴力の被害者に提供している支援内容をついて、以下の通り説明した。

「DRCにおける性と性差に基づく暴力（SGBV）を防止し、その被害者を治療する国際医療隊の活動は2002年に始まった。SGBVに対する我々の心身一体的アプローチには、被害者向けのサービスを我々の一次医療プログラムに組み入れる活動、SGBV対応に関して医師とコミュニティの医療従事者を訓練する活動及び教育研修を通じてコミュニティをSGBVに敏感にさせる活動が含まれている。また、国際医療隊はPanzi病院との長期に亘る協力関係を通じて、強姦と劣悪な出産環境により引き起こされ、命に関わる可能性のある管状欠損である致命的瘻孔（ろうこう）の治療に関して僻地の医師を訓練している。」[63]

8.2　市民社会

8.2.1　世界中で現在起きている紛争を報道するオンライン・マガジンの「Warscapes（ウォースケイプス）」は、2015年5月にコンゴ人婦人科医で人権擁護活動家のDenis Mukwegeと行ったインタビューを特集した。Mukwege博士の無料病院Panziは南キヴ州の州都ブカヴに位置している。

「強姦被害者向け再建外科手術の代表的専門家であるMukwegeは、基本医療を決定的に欠いている地域で、16年間に亘り4万人以上の女性の命を救ってきた。その大半は、第二次コンゴ戦争中に始まり、今日まで続いている兵士や民兵による残忍な集団強姦の被害者である…

「心理的及び身体的苦しみが様々な極限レベルにある女性たち（その多くが救急患者とし

[62] UN ウィメン：DRC（日付なし）http://africa.unwomen.org/en/where-we-are/eastern-and-southern-africa/democratic-republic-of-congo [アクセス日：2017 年 3 月 21 日]
[63] 国際医療隊：DRC（日付なし）https://internationalmedicalcorps.org/drc [アクセス日：2017 年 3 月 21 日]

て搬送され、医療機器に表示される生命ラインが水平に向かう状況にあった）を治療してきたMukwegeは強姦が戦争の武器として利用される状況を目撃した最も有力な証人である。Warscapesとのインタビューの中で、彼は『自国の同じ人間を救う』という彼の使命について話した。

「『これは、拷問手段である。これは人々を恐怖に陥れる方法である。女性や児童が受けた怪我の一部を診察した際、この種の暴力は性行為にほとんど関係しておらず、一種のテロリズムを通じた権力と遥かに大きく関係していることを認識した。』とMukwegeは語った[64]。

8.2.2　Mukwege博士は、男たちを再教育する試みについて話した。

「彼は医療業務を行う傍ら、国内外レベルでコンゴ人女性の人権を守るキャンペーンを展開してきている。変化は単に女性を保護することだけを意味するものではないと彼は考えている…

「この運動はコンゴで近年顕著に目立ってきた性的暴力に関して男性を教育することに向けられている。2014年に全国大会が開かれ、様々な州の指導者が一堂に会して、現在それぞれのコミュニティで風土病化している女性に対する暴力について議論した。Mukwegeは強姦被害者向けの心理社会的サポートを続けるとともに、 国軍を退役した人々をそれぞれのコミュニティに再び溶け込ませるための支援を提供するよう呼び掛けている…

「コンゴを平和にするためには、男性の再教育と女性の声の強化が必要であるとMukwegeは論じる。彼は、男性と男児がその社会と心に浸透している暴力について議論する一方、女性は裁判と補償を要求するために集まるグループを組成してきている。」[65]

9.　移動の自由

9.1.1　OECDの社会制度・ジェンダー指標（Social Institutions and Gender Index）のDRCに関するデータシート（日付なし）には、「女性は移動の自由と公共の場への立入に関し

---

[64] Warscapes、Denis Mukwege：「我々はコンゴの同胞を救う必要がある」（2017年5月20日）
http://www.warscapes.com/reportage/denis-mukwege-we-need-save-common-humanity-congo
[アクセス日：2017 年 3 月 21 日]

[65] Warscapes、Denis Mukwege：「我々はコンゴの同胞を救う必要がある」（2017年5月20日）
http://www.warscapes.com/reportage/denis-mukwege-we-need-save-common-humanity-congo
[アクセス日：2017年3月21日]

て制限を受けている。既婚女性は夫が選択した住宅に住むことを義務付けられ、また、夫の同意を得ずにパスポートを申請することができない…広域に亘る政情不安と民兵活動及びそれに伴う強姦その他の残虐行為に晒される危険が事実上、女性の移動を制限している。」[66]

9.1.2　USSD 2016レポートは、次のように伝えている。

「法律は国内移動、外国旅行、移住及び帰還の自由を定めている。政府はこれらの権利を制限することがあった…国家治安部隊及びこれを上回る程度で反政府組織と民兵集団が表向きは警備を理由に路上や空港、市場にバリケードと検問所を設置し、日常的に暴力をほのめかして市民に嫌がらせをし、金銭を強要した他、時には市民又は親族が金銭を支払うまで本人の身柄を拘束した。政府は旅行者に対し、国内旅行中は空港や港において、また、町を出入りする際に統制手続きを踏むことを義務付けた。」[67]

9.1.3　フリーダム・ハウスは、2016年6月29日に公表した「2016年世界の自由の状況に関する報告書－コンゴ民主共和国（キンシャサ）」の中で、「…特に町や都心では近年、若い女性が家の外で専門的職業を求める又は商業活動に従事することがますます一般的になってきている。」と伝えている[68]。

バージョン管理及び連絡先情報

連絡先

本情報ノートについて質問があり、貴職のラインマネージャー、上級ケースワーカー又は技術スペシャリストが貴職の力になることができない場合、あるいは本情報ノートに事実誤認があると貴職が考えるとき、国別政策・情報チームまで電子メールを送信していただきたい。

本情報ノートにフォーマットエラー（リンク切れ、スペルミス等）があることに気付いた場合、又はレイアウトやナビゲーションについてコメントがあれば、指針・規則・様式チーム（Guidance, Rules and Forms Team）まで電子メールを送信することができる。

---

[66] 経済協力開発機構（OECD）「社会制度・ジェンダー指標：コンゴ民主共和国」（日付なし）
http://www.genderindex.org/country/congo-dem-rep. [アクセス日：2017年4月24日]

[67] 米国国務省「2016 年人権慣行に関する国別報告書：DRC」（第 2 節 d 項）（2017 年 3 月 3 日）https://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2016/af/265242.htm. [アクセス日：2017 年 3 月 15 日]

[68] フリーダム・ハウス「2016 年世界の自由の状況に関する報告書－コンゴ民主共和国（キンシャサ）」（2016 年 6 月 29 日）https://www.ecoi.net/local_link/327670/468314_de.html [アクセス日：2017 年 4 月 19 日]

承認

本情報ノートの承認に関する情報は下記の通り。

- 第 **1.0** 版
- **2017** 年 **6** 月 **20** 日から発効

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。